

一、歲入

1、地方稅	三〇七、七六六	三六・一
2、地方財政平衡交付金	一四五、〇〇〇	一七・〇
3、財産收入財産賣拂代金	一三、八五二	一・六
4、分擔金負擔金	七、九九五	〇・九
5、使用料手數料	二五、五七一	三・〇
6、國庫支出金	一六一、七九八	一九・〇
7、都道府縣支出金	一三、一六四	一・五
8、寄附金	一五、四九六	一・八
9、繰入金	九、八九九	一・二
10、繰越金	四〇、四三七	四・七
11、雜收入	四一、三五六	四・九
12、地方債	七〇、七五六	八・三
歲入合計	八五三、〇九〇	一〇〇・〇

決算額(百万圓)

構成比(%)

二、歲出

1、議會費	九、六九一	一・二
2、廳費	一一七、四六三	一三・九
3、警察消防費	四六、四三四	五・五
4、土木費	一三五、二七二	一六・一
5、教育費	二三六、八六一	二八・一
6、社會及び勞働施設費	八三、五五〇	九・九
7、保健衛生費	三〇、二三五	三・六
8、産業經濟費	一〇五、六九九	一二・六
9、財産費	九、七四六	一・二
10、統計調査費	一、二四七	〇・一
11、選舉費	四、二一〇	〇・五
12、公債費	一八、一三〇	二・二
13、諸支出金	三七、二八一	四・四
14、前年度繰上充用金	六、二二六	〇・七
歲出合計	八四二、〇四五	一〇〇・〇

## 第三節 國家經費と地方經費

一 國家經費と地方經費の差異點と共通點 國家經費と地方經費とは共通點を有すると共にそれぞれ特色を有している。學者の中には國家目的に應じて經費を四分し國防費(武力目的)、法務費(法律目的)、福利費(福利目的)、文化費(文化目的)とするものがある。一時、世界各國の財政に於て社會立法費が巨額を占め、文化國家を以て近代國家の代名詞としていた時があるが、第二次世界大戦を中心とし更に終戦と共に事情は變化しつつある。

思うに近代國家に於ては國防費、法務費は國家財政より之を支出し、福利費、文化費は國家財政と地方財政の兩者が之を負擔する事となつてゐる。武裝的平和の完成に専念してゐる關係からして金額からいへば國防費が斷然多く、國防費を含む國家財政が遙かに地方財政を壓してゐる。しかし國民生活の圓滿なる發達を期するためには武力目的の外に福利目的と文化目的にも相當の考慮を拂ふ必要がある。これ福利費と文化費を主として支出する地方財政を重要に考えねばならぬ所以である。

## 二 地方財政と國家財政との負擔區分

地方財政と國家財政との負擔區分の問題は地方財政にとり重要である。地方財政はその原則を掲げてゐる。地方公共團體がその全額を負擔する經費(主として地方公共團體の利害に關係のある事務を行うために要する經費であつて、地方公共團體の議會及び議會の議員の選舉に要する經費など十二種)と國がその全額を負擔する經費(主として國の利害に關係ある事務を行うために要する經費であつて、國會議員の選舉及び國民投票に要する經費など八種)とを兩極端とし、中間に國と地方公共團體とが負擔する經費(國と地方公共團體相互の利害に關係のある事務を行うために要する經費であつて、義務教育に従事する職員に要する經費など十四種)が存在してゐる。

## 第四節 地方收入

## 一 地方收入の特色

國家財政に於ては其の中心目的が武力目的と法律目的とに存してゐるから經費は原則として收入を隨伴せず、従つて收入の主要部分には租税に之を仰がねばならぬ。勿論、戦争の如き非常事件が勃發した時には巨額の收入を國債により調達する事があるが、その國

債の大部分は租稅收入を將來に繰延べているに止まり、將來に生すべき企業收入を國債償還の財源にあてる事は割合に少いのである。之に反し地方財政にあつては國政事務を代つて行ふか、又は福利目的と文化目的とを遂行し併せて公營事業を營む爲めに其の經費を支出するのであるから、地方經費には收入を隨伴するものと收入を隨伴しないものとの二つが分れる。收入を隨伴しない地方經費を支辨するためには原則として租稅收入に依頼すべきであるが、其の他の地方經費については補助金收入と公營事業收入とを中心とする租外收入に其の財源を求めねばならぬ。又地方債の相當部分は生産的性質を帯びているから、地方稅收入と租稅收入の繰延べに當る部分と公營事業收入より支辨せられる部分とより成るのである。要するに國家收入は租稅收入を中心として成立するに反し、地方財政に於ては租外收入が相當の幅を占めている。これ地方財政統計が地方歲入を分つて稅收入と租外收入とし、更に租外收入を分つて財産收入、使用料及び手数料、國及び府縣よりの支出金、寄附金、公債等とし、國家財政の收入とは異なる分類を採用する所以である。

## 二 租外收入の分類

地方財政制度の改正により稅收入が増加したが、それでも地方收入の

約半額は租外收入が占めている。租外收入といつても地方公共團體の種類により異つてゐる。公債收入はすべては共通して重要であるが、使用料及び手数料と國縣支出金は地方公共團體の種類により重さを異にしている。公營企業を營む大都市については使用料及び手数料が重きをなし、町村にては國縣支出金が重きをなし、その他の地方公共團體については中間である。

地方債特に大都市債は金融市場に歡迎せられていたが、インフレーションの進行と共にさうでなくなつた。現今にて大藏省預金部が地方債を消化する最も重要な機關となつてゐる。各地方公共團體所在の金融機關も地方債消化の一役を買つてゐるが、定期預金主義より當座預金主義にうつつた今日に於ては専ら短期物の引受に限られてゐる。經濟界が安定すると共に地方債の消化も軌道にもどることゝ思うが、無記名物の公募が將來の問題として殘されてゐる。

## 第五節 地方稅

一 地方稅の地位 地方稅が地方財政に占める地位は道府縣財政に於ては例外なく重要であるが、市町村財政に於て地方稅の占むる地位は必ずしも一様でない。中小都市の財政と町村の財

政とは財源の大部分を租税収入に仰ぎ租税が主要財源をなしている。之に反し、大都市財政に於ては公營事業収入たる使用料及び手数料収入が他の収入を壓し租税収入の如きは小額に止まるのである。しかしここに注意すべきは、租税収入に於ては多少の徴税費を要するにしても、殆んど其の収入の全部が地方財政の純収入となるに反し、大都市財政の所謂使用料収入は經費の面に電氣及び瓦斯事業費、公債費の如き莫大なる金額に上る項目を随伴し、収入支出の差引勘定としては比較的小額の純収入を残すに過ぎないからである。すなわち總収入として公營企業収入は巨額に上つてゐるが、純収入に至つては租税収入と大差がなくなつてくるのである。こう考えてくると、道府縣財政はもとより大都市財政も中小都市財政も町村財政も財源の重要部分を租税収入に仰ぐ譯である。

**二 直接課徴形態と間接課徴形態** 地方團體の經常収入につき二種の法律がある。地方税法が直接課徴形態を定め地方 交付金法が間接課徴形態を定めている。地方自治の建前からいへば直接課徴形態のみで貫くべきであるが、調整をはかる意味からして間接課徴形態の制度を併用してゐる。

交通が発達せず經濟關係が單純であつた時代では素朴な地方自治で問題を解決し得たのである。しかし經濟關係が複雑化し經濟單位と地方公共團體の地理的區域とが一致しなくなつた今日では、素朴な地方自治に修正を加えねばならなくなつた。しかし地方税の本體は地方自治であるから住民から直接に課徴する租税を中軸とせねばならぬ。そして國家經費の一部をプールした地方財政平衡交付金は修正的役割を演ずるのであるから第二義的の意味を有すべきである。

**三 普通税と目的税** 直接課徴形態の租税は普通税と目的税とに分れる。普通税は一般經費の支辨にあてられ國税地方税に共通したものである。之に反し目的税は特定目的たとえば水利地益の目的にあてられるため課税するものであつて地方税のみに見られる現象である。何分にも地方公共團體は地域團體であるから物税中心になる傾向が強い。しかし人税を缺くことは決して調和がとれた租税制度といひ得ない。こゝに人税として市町村民税という住民税が採用せられたのである。

**四 地方交付金** 直接課徴形態の課税の缺點を間接課徴形態の方法で修正することは第二次世界大戰以後に各國に廣く行われた所である。素朴なる地方自治に放任する時は財政上

の弱肉強食が行われる結果をもたらすから、その弊害を避けるために國家經費の一部をプールに入れ、そのプールから各地方公共團體に適當に金額を配付する必要がある。

間接課徴形態たる地方 交付金が直接課徴形態の租税より大なることは決して喜ばしいことでない、中心は直接課徴形態の租税である。しかし間接課徴形態の地方 交付金は或る一定額までは保持して置く必要がある。保持する以上は缺點を除かねばならぬ、問題は算出と配付の方法である。

五 地方税體系

從來、我國では中央集權主義が租税制度の上にも行われ、従つて地方税體系の重心が國税附加税に存していた。所が終戦後に地方分權主義が地方税體系の中に導入せられるに及び、直接課徴形態では國税附加税を廢し間接課徴形態から還付税を廢止し、地方獨立税と地方配付税との二本建で地方税體系を貫くこととなつたのである。

しかし事業税、地租、家屋税の課税において地方税は國税より充分に獨立しきれず、又市町村税は道府縣税附加税を設けることによつて道府縣税より充分に分離しきれなかつたのである。ここにシャウプ博士は、地方税を國税より切り離すと共に市町村税を道府縣税より完全に獨立せし

めることを勧告し、そして地方配付税を廢止して地方財政平衡交付金の制度を確立した。二十九年度より地方財政平衡交付金に代り地方交付金の制度が設けられた。

地方税體系を道府縣税體系と市町村税體系とに分ち、各税が二十九年度にどれだけの豫算に上つているかを推計して次の結果を得たのである。(單位百萬圓)

道府縣税體系		獨立税	道府縣民税	一六、九一一
計		道府縣民税	七、三六八	
地方讓與税		事業税	四、四五三	
入場讓與税		不動産取得税	九、七二七	
揮發油讓與税		たばこ消費税	一九、〇八三	
		遊興飲食税	七、六〇二	
		自動車税	四五四	
		鑛區税	三一五	
		狩獵者税	二、九一〇	
		その他	一七、二八〇	
		計	七、六三八	
			一六四、七四一	

市町村税體系		
獨立税	地方讓與税(揮發油讓與税)	計
市村民民税		
七〇、九五〇		
固定資産税		
九一、七六九		
自轉車荷車税		
三、五八六		
たばこ消費税		
一九、四五五		
電気ガス税		
一七、五七〇		
鑛産税		
一、七四六		
木材引取税		
一、三二九		
入湯税		
三〇〇		
その他		
八七八		
二八四		
二〇七、八六七		

### 第九章 各國財政の比較研究

#### 第一節 我國財政の發達

一 一般會計の豫算決算と豫算純計と決算純計 以上八章にわたり我國財政を中心として豫算決算論、經費論、收入論、租稅論、公債論、地方財政論を研究したのであるが、更に立場をかえて我國財政が最近十數年間に如何に發達したかを統計數字につき研究したい。此の種の數字は戰爭のため久しく缺けていたが、大藏省日本銀行が發行した(昭和二十三年)財政經濟統計年報その他の數字により補うことが出来るのである。昭和十年度より二十九年度に至る二十年間の歳出の數字を示すと次の如くである。

昭和 十 十一年度 十二年度 十三年度 十四年度 十五年度 十六年度 十七年度 十八年度 十九年度 二十年度 二十一年度 二十二年 二十三年 二十四年 二十八年 二十九年度	豫算 (百萬圓)		決算 (百萬圓)	
	一般會計	豫算純計	一般會計	決算純計
	二、二一五	七、八七〇	二、二〇六	五、八一七
	二、三一七	六、二八四	二、二八二	八、四三二
	三、四八八	六、三一六	二、七〇九	
	三、五五〇	六、三七六	三、二八八	
	四、八八二	八、三一八	四、四九三	
	六、一七二	一、五二八	五、八六〇	
	八、六五七	一、五五六	八、一三三	
	九、三一七	一七、〇四四	八、二七六	
	一四、四五九	二二、四三八	一二、五五一	
	二一、八三八	三二、六〇四	一九、八七一	
	二九、一五六	三八、五六〇	二一、四九六	
	一一九、〇八七	一九二、二五三	一一五、二〇七	一五三、五三九
	二一四、二五六	四三七、九七七	二〇五、八四一	四〇六、〇三九
	四七三、一四五	九四五、七二七	四六一、九七四	一、〇三八、五九〇
	七四二、七二三	一、七七五、四七二	七四二、二九九	一、九四六、二四五
	一、〇二七、二五〇	二、〇〇四、〇一六		
	九九九、五八八	二、〇五三、〇三一		

思うに財政の構造を事前に示すものは豫算であり事後に示すものは決算である。豫算と決算とは大體において一致する筈であるが、違ふ場合も出てくる。こゝに豫算と決算との兩方の數字を掲げたのである。

次に財政の中心をなすものは一般會計であるが、我國に多くの特別會計のあることを無視してはならない。そして一般會計と特別會計との關係は頗る複雑であり、又特別會計相互の關係も決して單純でない。従つて一般會計だけの數字では不充分であり、一般會計と特別會計とを單純に合計したのでは過大の數字が出てくる、こゝに各項目にわたり詳細に差引勘定をした純計の數字を算定せねばならぬ。これが豫算純計でもあり決算純計でもある。二十四年度までの數字を示したのであるが、インフレーションの進行に伴い飛躍的に増し二十四年度が頂上に達している。

二 地方財政の發達 地方財政は戦前には國家財政の一般會計と同じ位の金額を示していたが、戦争により國家財政中心主義が採られたため地方財政は其の意義を少くした。終戦後に地方自治が高調せられ政治の實情も地方分權主義を促進したために地方財政は急に重要さを加えて來たのである。地方財政統計の發達が不充分なるために精密なる研究を施すことが出來ないのは遺

憾である。地方歳出決算を昭和十年度より十七年間にわたり示すと次の結果を得るのである。

昭和	都道府県(百萬圓)	市(百萬圓)	町村(百萬圓)	合計(百萬圓)
十七年	一、七四六	一、三三八	七一三	三、七九八
十八年	二、六三二	一、三五八	七四九	四、七四一
十九年	(豫算) 二、三六二	一、一八三	六八五	四、二三一
二十年	(豫算) 二、九六七	一、五三三	八六〇	五、三六二
二十一年	一九、一八三	五、四六五	四、四五八	二九、一〇八
三十二年	六〇、四四二	一九、三六九	一九、七四六	九九、五五九
二十三年	一五六、三五五	六二、九三三	五九、九四八	二七九、二三七
二十四年	二四三、九二五	一一〇、七七七	九〇、六六四	四四五、三六八
二十五年	三一三、三三六	一七一、二三八	一三二、七七二	六一六、三四七
二十六年	四一二、九二九	二二九、一七五	一六〇、七五四	八〇二、八五九

## 第二節 國際財政統計

一 各國財政の特異性 財政生活の重心は、國家地方團體が租税を強制的に徴收することに存している。第一次世界大戦までは各國の租税が比較的軽く従つて租税負擔の問題はあまり深刻に感ぜられていなかった。しかるに第一次世界大戦の戦費調達のためと、これにより生じた公債を整理するために、世界各國は戦勝國といわず、戦敗國といわずすべて重税に苦しんだのである。租税負擔を軽減するには、先ず各國の租税負擔の眞の姿を統計的に把握する必要がある。第一次世界大戦前には少數の學者が研究室内の作業として扱つていた國際財政統計が、俄かに國際問題の焦點となるに至つたのは、全く租税負擔の問題から出發したのである。今第二次世界大戦の後においても第一次大戦以上の重い租税負擔が加わり國際財政統計の問題はいよいよ重要となつてきたのである。

國際財政統計を研究するのには、各國が毎年發表する所の歳計すなわち豫算決算の數字を用いるのである。しかし歳計の内容は、國により異り又同一國內にあつても時代により變動を生じ比

較研究には不適當なるものがある。會計年度、一般會計と特別會計との區分、部款項目節の分類の方法などが各國で形式を異にしている。特に地方財政を加えて考えると問題はますます複雑になる。此等の歳計の異なる形式を統一して一定の規格にあてはめることは、國際財政統計の研究には必要な条件でありながら同時に非常に困難な仕事である。しかし假りに各國の歳計を一定の規格に統一し得たとしても、各國歳計の意味が實質的に異つてゐるから整理の必要がある。中央集權の國があり地方分權の國があり、國家の統制の強い國と自由經濟の廣く行われる國があり、農業國と商工業國との差がある。これ等の政治經濟の事情の差は統計の上に大いなる影響を與えるものである。思うに各國の歳計なるものは歴史的政治的の產物であつて決して理論的合理的ばかりで構成されていないから、この各國財政の特異性を頭に置いて問題の解決に當らねばならぬ。

## 二 租稅負擔率の國際比較

第二次世界大戰の戦費は第一次世界大戰の比でなく、それが財源として國債収入と租稅収入とが急に増したのである。特に政府支出金の撒布が新興所得層の購買力を増したから過剩購買力を吸収してインフレーションを阻止するためにも新增稅方法が採用

せられることとなつた。各國の國民所得に對し租稅負擔總額の占める割合を第二次世界大戰について見ると、第一次世界大戰後の負擔率たる最低八パーセント最高二六パーセントにくらべ實に二〇パーセント乃至四〇パーセントの多きに及んでゐるのである。

もちろん租稅收入額それ自身が多少曖昧なる數字である上に國民所得の算定方法にも種々の問題が残されているから、租稅負擔率についても統一した結論に達し得ないのである。現に第一次世界大戰後の賠償問題に關連して各國の租稅負擔率を算定するに當り、債務國と債權國とのいずれも、分母たる自國の國民所得をなるべく低く見積り、分子たる自國の租稅額をなるべく高く見積り、以て自國の租稅負擔率の重いことを誇張し賠償問題の展開を有利にせんとしているとの非難もあつた。しかし、この政治的事情のほかに貨幣制度の紊亂という經濟的事情が加わり、租稅收入額と國民所得を示す貨幣額それ自身の意味さえ分らなくなつたのである。この政治的及び經濟的事情がたださえ解決の困難である租稅負擔の理論と相結んで問題を迷宮に追いこんだのである。

最後に問題となるのは、累進の理論が國家の租稅論にも適用されるといふ主張である。すなわ

租税論  
財政学入門

ち富國の二割の租税負擔率は貧國の一割五分の租税負擔率よりも、國民經濟を壓迫する程度が少いというのである。思うに國家は生存の目的のため或程度の經費の支出を絶對的に必要とするのである。國家にも最低生存費が考えられるというのである。従つて最低生存費を顧慮すると、同一の租税負擔率にしても富國と貧國とにより解釋を變えねばならぬのである。ここに租税負擔論は一變して經費論となるのである。すなわち、その國の徴收した租税は必要缺くことの出來ない經費にあてられているかどうか、各國の最低生存費を如何にして算定すべきかの問題にうつらねばならぬ。かの租税總額を分子とし國民所得を分母として算定した租税負擔率の一本槍で問題を解決するが如きは、餘りに單純に過ぎる。租税負擔率の重要なことは疑の餘地のない所であるが、問題解決の多くの鍵の中の有力なる一つであるに止まる。他の鍵のあるのを忘れてはならぬ。



昭和二十九年五月一日印刷  
昭昭二十九年五月五日發行

財政学入門  
定價 貳百圓

著者 沙見三郎

東京都千代田區神田駿河台三の七

發行者 小峰友吉

東京都墨田區吾妻橋二の一五

印刷者 磯島栄次郎

東京都千代田區神田駿河台三の七

發行所 株式會社 廣文社

電話神田(29)三〇二二番  
振替東京一一四八六八番

日本紙工印刷

納本

落丁、亂丁の際は取換致します。

湖本

入門經濟學叢書

(既刊)

經濟學入門……土方成美  
 社會主義經濟學入門……高田保馬  
 經濟史入門……野村兼太郎  
 貨幣論入門……高垣寅次郎  
 金融論入門……小島昌太郎  
 農業經濟學入門……久保田明光  
 工業經濟入門……沖中恒幸  
 外國貿易論入門……向井鹿松  
 統計學入門……寺尾琢磨  
 勞働問題入門……北澤新次郎

(近刊)

經營經濟入門……高瀬莊太郎  
 財政學入門……汐見三郎  
 國際經濟入門……波多野鼎  
 商學入門……福田敬太郎  
 人口學入門……岡崎文規  
 社會政策入門……大河内之男  
 計画經濟入門……山田雄三  
 會計學入門……黑澤清  
 經濟學史入門……高橋誠一郎  
 經濟政策入門……赤松要

29. 6. 3

